

新温泉町省エネ家電買換促進交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品へ買換えをする町民に対し、新温泉町省エネ家電買換促進交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、原油価格又は物価の高騰によるエネルギー費用の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、申請日時点において、経済産業省が定める省エネ基準達成率が100%以上である新品かつ未使用品の家庭用電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）、家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）、テレビジョン受信機（以下「テレビ」という。）又はLED照明器具をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定により申請をした日の時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により新温泉町の住民基本台帳に記録され、新温泉町に居住する者
- (2) 町税の滞納（世帯全員）がない者
- (3) 自らが居住する新温泉町内の住宅の既存の冷蔵庫、エアコン、テレビ又はLED照明器具を省エネ家電製品に買い換えるために、新温泉町内の店舗において令和5年7月1日から令和6年2月29日までに購入し、設置する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号に掲げる省エネ家電製品の購入（消費税及び地方消費税の額を含む。）に要した費用の合計額に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 3万円以上9万円未満の場合 1万円
- (2) 9万円以上15万円未満の場合 3万円
- (3) 15万円以上の場合 5万円

2 交付金は、予算の範囲内で交付する。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町省エネ家電買換促進交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添

えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し
- (2) 省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率100%以上の製品であることが確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- (3) 製造事業者が発行する保証書の写し
- (4) 家電リサイクル券の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付対象者に対する交付金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

3 第1項の申請期間は、令和5年7月1日から令和6年2月29日までとする。

(交付金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは新温泉町省エネ家電買換促進交付金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付金の不交付を決定したときは新温泉町省エネ家電買換促進交付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、第6条の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (3) 交付金の交付を受けた家電（以下「交付対象家電」という。）を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に対象機器を使用したとき。ただし、交付対象家電の取得財産処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。
- (4) 交付対象家電を返品したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき交付金の交付決定を取り消したときには、新温泉町省エネ家電買換促進交付金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金を交付しているときは、期限を定めて当該交付金の返還を命ずるものとする。

(状況調査)

第10条 町長は、交付事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定

者に対して、交付対象家電の使用及び節電に関する調査への協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第11条 交付決定者は、交付申請年度の翌年度から起算して6年以内に、交付対象家電をこの交付金の交付の目的に反して販売、譲渡、交換又は貸付けを行ってはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。